

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和８年６月１６日

岐阜地方法務局 登記官 高 木 貴 康

記

１ 手続番号

(１) 第２０００－２０２５－７００５号

(２) 第２０００－２０２５－７００８号

２ 表題部所有者不明土地に係る所在事項

(１) 本巣市根尾東板屋字権田８２番２

(２) 本巣市根尾東板屋字賀虎島５１４番２